

平成 26年 6月 1日

事業者 殿

主催 淡路労働基準協会

有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育ご案内

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が実施する労働衛生管理に加えて個々の労働者が、有機溶剤の毒性及び中毒の予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が推進する諸対策に積極的に協力することが必要であります。

このため、厚生労働省におきましては、有機溶剤業務について、労働安全衛生法第59条3項に定める「危険有害業務従事者に対する特別の教育」に準じた労働衛生教育を実施するよう通達（昭和59年6月29日 基発第 337号）しているところであります。

つきましては、当協会において、標記教育を下記の通り実施いたしますので、当該業務従事者の受講方ご配慮下さいませようお願い致します。

〔記〕

- 1. 日 時 平成 26年 6月 30日(月) 9:00～15:30
- 2. 場 所 サンライズ淡路 (南あわじ市広田広田1466-1 TEL. 0799-45-1411)
- 3. 受 講 料 会員事業場 7,020円(税込) } テキスト代含む
非会員事業場 9,180円(税込)
- 4. 定 員 30名 (定員になり次第締め切ります)
※ 受講者 5名以下の場合には実施いたしません。
- 5. 申込期間 平成 26年 6月 2日(月)～ 6月 20日(金)
- 6. 申込方法 右記用紙に記入し、受講料を添えて協会事務局まで申し込んで下さい。
2名以上の参加申し込みのある場合は、申込書をコピーして下さい。
申し込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、受講者の変更は可能ですが事前に必ずお申出下さい。
- 7. 申 込 先 淡路労働基準協会
(兵庫県洲本市桑間 295 TEL. 0799-23-0007 FAX. 0799-23-0988)
- 8. 申 込 先 筆記用具をご持参下さい。
※ 提出していただいた個人情報、協会が責任をもって保管・管理し、本講習(研修)の的確な実施の為にのみ利用いたします。

時 間	科 目
9:00～10:00	有機溶剤に関する関係法令
10:00～12:00	有機溶剤取扱上の留意点と作業環境管理について
12:00～13:00	休憩
13:00～14:00	保護具の使用方法
14:00～15:00	健康管理について
15:00～15:30	閉講挨拶

※ 有機溶剤業務とは、次に掲げる業務等をいいます。

- ・有機溶剤等を製造する業務
- ・有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ・有機溶剤含有物を用いて行う文字の書き込みまたは描画の業務
- ・有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ・接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ・有機溶剤等を用いて行う洗浄または払しょくの業務
- ・有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務
- ・有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ・有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ・有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部における業務

キリトリセン

有機溶剤業務従事者労働衛生教育 申 込 書

- () 会員事業場
 - () 非会員事業場
- (○印要)

★	NO.
---	-----

ふりがな 受講者 氏 名	
生年 月 日	昭和 年 月 日 平成
受講者 現住所	TEL
本籍地	府 県
勤務先	TEL
勤務先 所在地	

★印を除いて全部記入して下さい

有機溶剤業務従事者労働衛生教育 申 込 書

月日: 平成26年6月30日(月)
 時間: 9:00～15:30
 場所: サンライズ淡路

★	NO.
---	-----

ふりがな 受講者 氏 名	
受講者 現住所	TEL
勤務先	TEL
勤務先 所在地	
★ 受講の 証明印	

淡路労働基準協会